

<p>出版物の価格表示等に関する自主基準</p> <p>昭和59年7月12日 公正取引委員会了承 平成13年4月1日 改定</p>	<p>出版物の価格表示等に関する自主基準実施要領</p> <p>昭和59年11月27日 公正取引委員会了承 平成13年4月1日 改定</p>
<p>1. 目的及び定義</p> <p>この自主基準は、出版社が再販売価格を定める出版物と非拘束のものが併存するために、両出版物を明確に区分けし、読者の誤認を生じさせないことを目的に作成する。</p> <p>イ. この自主基準は、出版物の小売価格の表示を適正なものとし、購読者の信頼に応え、著作者の権利を守り、あわせて出版業界の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>ロ. この自主基準の対象となる出版物とは、市販のために発行されたものであって、すでに購読のために取引されたことがあるもの（いわゆる古書）以外のものをいう。</p> <p>ハ. この自主基準において、再販出版物とは出版社が再販売価格（小売価格）を定め、それを維持するために、販売業者との間で締結した再販売価格維持契約（以下、再販契約という）の対象となる出版物をいう。</p> <p>ニ. この自主基準において、汚損本等とは、汚れもの、キズもの、半端もの、その他これに準ずるものをいう。</p>	
<p>2. 再販出版物の価格表示</p> <p>イ. 出版社が再販出版物に付する小売価格には「定価」との表示を用いるものとする。</p>	<p>(一) 「定価」との表示を用いるについて</p> <p>1. 「定価」との表示は、価格を意味する数値の頭、又は左に冠するものとする。</p> <p>2. 「特別定価」「一時払い予約定価」等、定価との表示を含む用語は、「定価」との表示と同様に取り扱う。</p>
<p>ロ. 発行後、出版社の判断により、出版物を再販契約の対象から外したときは、出版社が「定価」との表示を抹消する。</p>	<p>(二) 抹消された定価について</p> <p>「定価」との表示を抹消（押印を含む）して、再販契約の対象から外された出版物に残されている数値（かつて出版社が定めた小売価格）は、原則としてその意味を失う。ただし、再販出版物から非再販出版物に移行したことを示す適当な表示（一定の様式による証票の貼付又は非再販出版物の売り場である旨の表示）を行い、残された数値を「旧定価」として用いる場合を除く。</p>

<p>ハ. 再販契約の対象から外したことを示す明らかな措置(押印)を出版物自体の一定の場所(地)に加えたものは、定価との表示が抹消されたものとみなす。</p>	<p>(三) 再販契約の対象から外したことを示す明らかな措置(押印)について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インクの色は朱赤とする。 2. 形状 円形 直径8mm前後 3. 印様 ㊸ 4. 押印の場所 <ul style="list-style-type: none"> ア. 押印の場所は本体の「地」のノド寄りとする。 イ. ケースのある場合は本体の「地」のノド寄り、あるいはケースの底の小口寄りとする。 ウ. 押印する厚みがない場合は、本体及びカバーの表4の左下に押印するか、非再販出版物である旨の適当な表示(一定の様式による証票の貼付) エ. なお、適当な罫線をもって押印にかえることができる。
<p>ニ. 前項による抹消を意味する措置は、出版社の委任を受けて、出版社以外の者が代行することができる。</p>	<p>(四) 代行措置について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 抹消を意味する措置の代行を委任された販売業者は、当該出版物について適当な押印、罫線等の措置を出版社と協議し、その同意を得て行うものとする。 2. 再販契約の意味が失われた場合(出版社の倒産、金融処分等)における、当該契約に係る出版物を買い受けて販売する事業者は、当該出版物が非再販出版物である旨を明示して販売しなければならない。
<p>3. 非再販出版物の価格表示等</p> <p>イ. 出版社は、再販契約の対象としない出版物について、希望小売価格を定め、取次業者及び小売業者に通知するほか、出版物自体に表示することができる。</p>	<p>(五) 希望小売価格について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取次業者及び小売業者に通知する場合、又は内容見本等に表示する場合には、例えば、希望小売価格 1,000円というように、希望小売価格との表示を用いる。 2. 出版物自体に表示する場合には、希望小売価格のほか、それに代るものとして、頒価・価格・価・¥又は単に価格を示す数値をもって表示することができる。 3. 小売業者が「定価」表示の残されている出版社が認めた非再販出版物を扱う場合は、旧定価の〇〇%OFF等と売り場に明示して、販売しなければならない。
<p>ロ. 希望小売価格には「定価」「正価」等拘束価格を意味する表現、又は表示を用いてはならない。</p>	

<p>ハ。「定価」との表示を抹消した出版物を販売する場合には、購読者の便宜のため、非再販出版物である旨の適当な表示（証票等）を用いなければならない。</p>	<p>(六) 非再販出版物である旨の適当な表示（証票等）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 証票は原則として、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 形状 楕円形 たて12mm よこ20mm以上 を目安とする イ. 紋様 非再販出版物である旨の用語 ウ. 色 朱赤 2. 前号のイに掲げる非再販出版物である旨の用語とは、次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア. バーゲンブック（B. B） イ. 自由価格本 ウ. 特価本 エ. 出版社謝恩価格本 オ. その他 3. 証票以外の表示は、次の通りとする。 <p>非再販出版物の売り場の一部、又は全体について非再販出版物の売り場である旨の表示をしなければならない。</p> <p>非再販出版物の売り場である旨の表示には、前号に定める用語を含むものとする。</p> <p>例示すると次の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. バーゲンブックフェア（コーナー、セール） イ. 自由価格本セール、自由価格コーナー ウ. 特価本コーナー、特価市、特価（本）セール エ. 出版社謝恩価格本（コーナー、セール） オ. その他
<p>4. 汚損本等の取り扱い</p> <p>イ. 汚損本等は、再販契約の対象から外れるものとする。</p> <p>ロ. 汚損本等にあたる出版物について新本である旨の表現、又は表示をしてはならない。</p> <p>ハ. 汚損本等にあたる出版物を販売する場合には、汚損本等である旨の適当な表示を用いなければならない。</p>	<p>(七) 汚損本等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 汚損本等にあたる出版物とは、次に掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 出版社に返品（交換を含む）できないもの イ. 新本として販売できる価値を失ったもの 2. 汚損本等である旨の適当な表示とは、当該出版物の現実の状態を意味する用語を具体的に用いるものとし、特定の用語を定めない。
<p>備考 この自主基準の運用にあたっては、公正取引委員会事務総局と密接な連絡をとるものとする。</p>	<p>(八) この実施要領（改定）は、平成13年4月1日より実施する。新たな問題を生じた場合には、自主基準の目的に照らし、必要な修正を行うものとする。</p>